

## 福祉有償運送事業更新登録申請要件確認表

NPO法人京都運転ボランティア友の会（平成 25 年 10 月 22 日提出現在）

項目	確認内容	確認書類	様式	資料	審査	指摘事項 その他	
1、更新申請 に関する事	更新申請書	自家用有償旅客運送更新申請書	国・様式第 1-2 号	資料 2-1	<input type="checkbox"/>		
	現在事業登録がされていること	協議が調っていることを証する書類	国・様式第 3 号	資料 2-1	<input type="checkbox"/>		
		自家用有償旅客運送者登録証	写し		資料 2-1	<input type="checkbox"/>	
2、運行主体 に関する事	特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会	事業者の定款等	任意様式		<input checked="" type="checkbox"/>	写し確認済	
		登録事項証明書	写し		<input checked="" type="checkbox"/>	写し確認済	
	道路運送法第 79 条の 4 の条件に 非該当であること	役員名簿	任意様式			<input checked="" type="checkbox"/>	9 名
		宣誓書	国・様式第 2 号		資料 2-2	<input type="checkbox"/>	
3、運送対象(利用者) に関する事	運送の発着地のどちらかが市内 かつ市内在住で会員登録されて いる移動制約者であること 会員 57 名	旅客の名簿	国・参考様式第 1 号		<input checked="" type="checkbox"/>	会員登録申請書で確認済	
		身体状況等、態様ごとの会員数	国・参考様式第 2 号		<input type="checkbox"/>		
	運行料金表 (タクシー料金との比較、事務局作成)	任意様式		資料 2-4	<input type="checkbox"/>	平成 26 年 5 月から変更 予定	
4、運送の対価 に関する事	運行管理体制が整っていること	運行管理体制等を記載した書類	国・様式第 6 号		<input type="checkbox"/>		
		運行管理の責任者就任承諾書	国・様式第 5 号		<input checked="" type="checkbox"/>	2 名 本人承諾有	
		整備管理の責任者就任承諾書	任意様式		<input checked="" type="checkbox"/>	1 名 本人承諾有	
		整備士資格証	写し		5 両未満 任意	<input checked="" type="checkbox"/>	資格証有
	運行管理マニュアル（作成は任意）	運行管理マニュアル（作成は任意）	協議会・参考様式			<input checked="" type="checkbox"/>	事故及び苦情の保存を 3 年に変更を依頼→了承
		運転者等就任承諾書兼就任予定運転 者名簿	国・様式第 4 号			<input checked="" type="checkbox"/>	23 名
		運転者全員の運転免許書	両面写し			<input checked="" type="checkbox"/>	全員分有
		運転者講習会修了を証する書類	写し			<input checked="" type="checkbox"/>	全員受講済
6、車両に関する事	使用する車両が確保できている こと 車両台数：車いす移動車 4 台	自動車の提供と使用に関する契約書	協議会・参考様式	提供車両 なし	不要	キャパソン 2 台(10 人乗) レオ 1 台(6 人乗) ハエース 1 台(9 人乗)	
		自動車検査証	写し		<input checked="" type="checkbox"/>		
	損害賠償措置(任意保険の加入の 有無)が整っていること	車両の任意保険証	写し			<input checked="" type="checkbox"/>	対人：無制限 対物：無制限 傷害保険あり
		保険証の写しがない場合、保険に加入 する計画があることを証する宣誓書	国・様式第 9 号		保険証 写し有	不要	
7、事故の有無	登録期間中に起きた事故	事故の記録	国・参考様式第 1 号	資料 2-7	<input type="checkbox"/>	事故なし	
8、苦情の有無	登録期間中に寄せられた苦情	苦情処理簿	国・参考様式第 1 号	資料 2-8	<input type="checkbox"/>	苦情なし	

# 1、更新申請に関すること

平成25年10月22日

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

特定非営利活動法人

名 称 京都運転ボランティア友の会  
住 所 京都市南区上鳥羽奈須野町37  
代表者の氏名 石原 宏武



自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名 特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会  
〒601-8146 京都市南区上鳥羽奈須野町 37  
代表理事 石原 宏武

2. 登録番号

近京福 第10号

3. 自家用有償旅客運送の種別  
(福祉有償運送)  
福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
宇治市全域	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会	京都市南区上鳥羽奈須野町 37

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	( )	4 ( )	( )	( )	( )	( )
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	4 ( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="radio"/>	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

22.宇都交第 290 号

平成 23 年 2 月 16 日

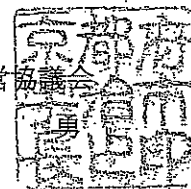
特定非営利活動法人

京都運転ボランティア友の会

代表理事 石原 宏武 様

宇治市福祉有償運送運営協議会

宇治市長 久保田



運営協議会において協議が整ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民のため必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至ったので、その旨を証する書類を交付する。

記

1. 運営協議会の名称及び対象市町村

(名 称) 宇治市福祉有償運送運営協議会  
(対象市町村) 宇治市

2. 運営協議会にて合意に至った年月日

平成 23 年 2 月 10 日

3. 合意の内容

(1) 運送主体

特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会

(2) 運送の区域

宇治市

(3) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

変更なし

(4) その他特記事項

更新申請に伴う協議

## 自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

### 記

1. 登録番号

近京福第10号

2. 登録の有効期間

平成26年4月26日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

名 称: 特定非営利活動法人 京都運転ボランティア友の会  
住 所: 京都市南区上鳥羽奈須野町37番地  
代表者: 理事長 石原 宏武

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 運送の区域

宇治市、京都市

平成23年4月27日

近畿運輸局京都運輸支局長

滝本 南北



## 2、運行主体に関すること

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成25年10月22日

名 称 特定非営利活動法人  
住 所 京都運転ボランティア友の会  
代表者の氏名 京都市南区上鳥羽奈須野町3-7  
石原 宏武





## ○道路運送法

(昭和二十六年六月一日)

(法律第百八十三号)

## (登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者であるとき。
  - 二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。)であるとき。
  - 三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき。
  - 四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。
  - 五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。
  - 六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(平一八法四〇・追加、平二三法六一・一部改正)

# 団 体 概 要 書

平成25年1月 現在

団体名	トク化エリカウトウケン ウトウケン ボランティア トカイ 特定非営活動利法人 京都運転ボランティア友の会		
所在地	〒601-8146 京都府京都市南区上鳥羽奈須野町37番地		TEL 075-682-0204
			FAX 075-682-0214
代表者	イシハラ ヒロフク 会長 石原 宏武	メール npo.kyoto-untent-vol@m4.dion.ne.jp ホームページ www.h5.dion.ne.jp/~npo.kdv	
設立 理念 目的	1981年10月 国際障害者年を記念して障害のある人ない人共同で設立される。 障害者、健常者がともに明るく、楽しく暮らすことの出来る社会を目指す。 障害者、高齢者が気楽に家庭や施設から外出できるよう、専ら車椅子の移送サービス及びそれに係わる介助サービスを行う		
加盟組織	京都市社会福祉協議会 京都ボランティア協会 移送移動サービス地域ネットワーク団体協議会		
組織	理事長 1名 副理事長 2名 理事 4名 監事 2名		
	専従職員 1名 運転会員 18名 利用会員 約338名 賛助会員 2名		
団体の沿革	<p>1981年10月当時は所有するハンディキャブもなく、公的施設より借り受け休日を中心に活動を行う。</p> <p>1989年 3月「愛は地球を救う」24時間TVチャリティー委員会より第一「トトロ号」の寄贈を受け、活動は大幅に拡大する。</p> <p>1995年10月「日本財団」より第二「トトロ号」の寄贈を受ける。同時期に個人の有志より第三の「トトロ号」の寄贈も受け、現在の運行体制が出来る。結果障害者の利用だけでなく高齢者の通院、通所の利用も多くなり、より充実した活動を展開することが出来る。</p> <p>1998年 3月榊本京都市長より、「福祉の町づくり」に貢献したとして表彰を受ける。</p> <p>1998年 6月事務所、ガレージを京都市伏見区より南区上鳥羽奈須野町に移す。</p> <p>1998年11月産経新聞社より「産経市民の社会福祉賞」を受ける</p> <p>1999年 4月京都府より特定非営利活動法人(NPO法人)の認証を得、法人登記を行う。</p> <p>2000年 2月日本財団より第四「トトロ号」の寄贈を受ける。</p> <p>2001年 3月日本財団より第一「トトロ号」の寄贈を受ける。</p> <p>2001年11月京都烏丸ライオンズクラブより「からすまくん号」の譲渡をうける。</p> <p>2006年 4月宇治市より「福祉有償運送」許可を受ける。</p> <p>2006年11月平成18年度ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰を受ける。</p> <p>2007年 3月京都市より「福祉有償運送」許可を受ける。</p> <p>2008年 1月国土交通省より「福祉有償運送運転者講習会」を開催する団体として認定を受ける。</p> <p>2010年 4月京都府より福祉有償運送「運転協力者」養成講習会業務に係わる委託を受ける。</p> <p>2011年 1月日本財団より第四「トトロ号」の寄贈を受ける。</p> <p>2011年10月郵便事業㈱より第五「トトロ号」の寄贈を受ける。</p>		

活動状況	2009/1~12	前期比	2010/1~12	前期比	2011/1~12	前期比	2012/1~12	前期比
出勤回数	2,326 回	94%	2,162 回	93%	2,041 回	94%	1,890 回	92%
走行距離	45,149 Km	85%	47,475 Km	105%	45,450 Km	96%	41,819 Km	92%
障害者	1,279 人	95%	1,108 人	87%	1,032 人	93%	951 人	92%
高齢者	614 人	98%	538 人	88%	581 人	108%	640 人	110%
合計	1,893 人	95%	1,646 人	87%	1,613 人	98%	1,591 人	98%
利用目的								
通院通所	917 人	91%	795 人	80%	805 人	101%	928 人	115%
買い物	120 人	91%	82 人	91%	93 人	113%	75 人	80%
リハビリ	245 人	114%	262 人	107%	280 人	107%	131 人	46%
所用	254 人	114%	216 人	85%	192 人	89%	193 人	100%
レクリエーション	293 人	92%	295 人	101%	292 人	99%	390 人	99%
観光	83 人	125%	34 人	41%	19 人	56%	— 人	—
利用者総数	3,062 人	95%	2,634 人	86%	2,753 人	105%	2,843 人	103%
地域								
市内	2,470 人	94%	2,131 人	86%	2,239 人	105%	2,176 人	97%
府下	420 人	88%	393 人	94%	278 人	71%(97%)	294 人	105%
宇治市	—	—	—	—	105 人	—	187 人	178%
他府県	3	135%	107 人	62%	130 人	121%	181 人	139%

\*2011年より府下から宇治市を分けました

風にのって 街にでよう!

買い物に レジャーに

玄関から 目的地まで走ります。

第1トトロ号	(車椅子2台	介助7席)
第2トトロ号	(車椅子2台	介助7席)
第3トトロ号	(車椅子1台	介助4席)
第4トトロ号	(車椅子2台	介助6席)

運行に際して、基本額と走行額の合計額を利用者にご負担いただきます。

基本額	1日	2000円	半日	1000円
走行額	1km当たり	75円		
時間制	1時間当り	1300円	4時間以上	1時間単位

有料道路代、駐車場代等は利用者の負担です。食事や、トイレなどに介助が必要な方は事前にお申し出ください。必要に応じ手配します。

運行時間は原則として、午前9時から午後6時迄です。

障害者、高齢者の外出を支援するボランティア団体  
NPO法人

京都運転ボランティア友の会

会長 石原 宏武

事務局 〒 601-8146 京都市南区上鳥羽奈須野町37

予約申込先 TEL 075-682-0204 FAX 682-0214

携帯電話 (石原) 080-3803-1850

### 『京都運転ボランティア友の会』のご案内

私たちの会は、1981年国際障害者年を記念して、障害のある人ない人共同で設立されました。障害者、健常者が共に明るく、楽しく暮らすことの出来る社会をめざし、『障害者が気軽に家庭や施設から外出できるように』専ら車椅子の送迎及び介助サービス等を行なっています。現在、トトロ号4台を運用し、利用者も障害者だけでなく高齢者の利用も増え、京都府だけでなく他府県からの利用者も多く年間出勤回数は1,890回を超え利用者数は1,591人です。

# 1、運送対象に関すること

### 身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人  
京都運転ボランティア友の会

身体障害者		人数	その他の障害を有する者		人数	
6 級			知的障害者		0	
5 級				軽度		
4 級				中度		
3 級	2			重度		
2 級	5					
1 級	49					
合計		56	精神障害者		(1)	
要支援認定者		人数		3 級		
要支援 1				2 級		
要支援 2				1 級		
合計				診断書		
要介護認定者		人数		その他		0
要介護 1				肢体不自由者		
要介護 2	1			内部障害		
要介護 3				その他		
要介護 4						
要介護 5						
合計		1	合計		(1)	
総合計					57	

## 4、運送の対価に関すること

## 利用者負担金(宇治市)

### 1 <基本料>

半日 約4時間 1,000円 1日 約8時間 2,000円

### <走行距離負担金>

走行距離 1km 当たり 75円

### <適用方法>

基本料+走行距離負担金

起点 出庫時          終点 降車時

### 2 <時間制負担金>

1時間 1,300円 (1時間単位)

### 3 <介助料金>

無料

## 平成 26 年 5 月以降改訂案

### 利用者負担金(宇治市)

#### 1 <基本料>

半日 約 4 時間 1,000 円 1 日 約 8 時間 2,000 円

#### <走行距離負担金>

走行距離 1km 当たり 85 円 (従来 75 円)

#### <適用方法>

基本料 + 走行距離負担金

起点 出庫時 終点 降車時

#### 2 <時間制負担金>

1 時間 1,500 円 (1 時間単位) (従来 1,300 円)

#### 3 <介助料金>

無料



## 宇治市福祉有償運送料金一覧

運送主体 (登録期限)	会員数	車両 台数	24年度 実績	料 金	
社会福祉法人 同胞会 福祉有償運送どうほうの家 (平成 26 年 01 月 09 日まで)	21	4	26 回	<p>【基本料金 270 円 + 迎車料 + 運賃 110 円/km】(5km未満)</p> <p>【基本料金 650 円 + 迎車料 + 運賃 150 円/5分】(5km以上)</p> <p>迎車料は市内 300 円、市外 400 円です。添乗員同乗の場合は 500 円/30 分が必要です。</p>	
NPO法人 京都運転ボランティア友の会 (平成 26 年 04 月 26 日まで)	57	4	186 回	4 月末 まで	<p>【基本料金 1,000 円 + 運賃 75 円/km】(4時間未満)</p> <p>【基本料金 2,000 円 + 運賃 75 円/km】(8時間未満)</p> <p>運賃計算時には迎車距離が含まれます。車両を貸し切る場合は 1,300 円/時間が必要です。</p>
				5 月 以降	<p>【基本料金 1,000 円 + 運賃 85 円/km】(4時間未満)</p> <p>【基本料金 2,000 円 + 運賃 85 円/km】(8時間未満)</p> <p>運賃計算時には迎車距離が含まれます。車両を貸し切る場合は 1,500 円/時間が必要です。</p>
NPO法人 生活よろず相談所たよりになる輪 (平成 26 年 12 月 18 日まで)	86	13	3,203 回	<p>【予約料 300 円 + 迎車料 300 円 + 運賃 300 円/10分】(市内)</p> <p>【予約料 300 円 + 迎車料 500 円 + 運賃 300 円/10分】(市外)</p> <p>最初の 10 分のみ 200 円です。入会に別途 1,000 円が必要です</p>	

<b>【条 件】 近鉄向島駅(市外)から宇治市文化センターまで輸送した場合</b>			
<b>【輸送距離】 約6km</b>			
<b>【輸送時間】 約25分</b>			
	事業者	運 送	料 金
1	タクシー事業者	小型車	1,610円～1,840円(※)
2		中型車	1,780円～2,110円(※)
3	福祉有償運送事業者	社会福祉法人 同胞会 福祉有償運送どうほうの家	1,800円(内、運賃は750円)
4		NPO法人 京都運転ボランティア友の会	2,050円(内、運賃は1,050円)
5		NPO法人 生活よろず相談所たよりになる輪	1,600円(内、運賃は800円)

※タクシー事業者 4 社の聞き取りによる (H25.10.22 聞き取り)

## 5、運行体制に関すること

登録番号	近京福カ10号
運送主体(申請者)	京都運転ボランティア友の会

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ( 京都運転ボランティア友の会 )

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	※1 資格の種類
1	石原宏武	011-8182 京都市南区上鳥羽北島田町36	
2	森川 茂	京都市伏見区出羽屋敷町10-31	

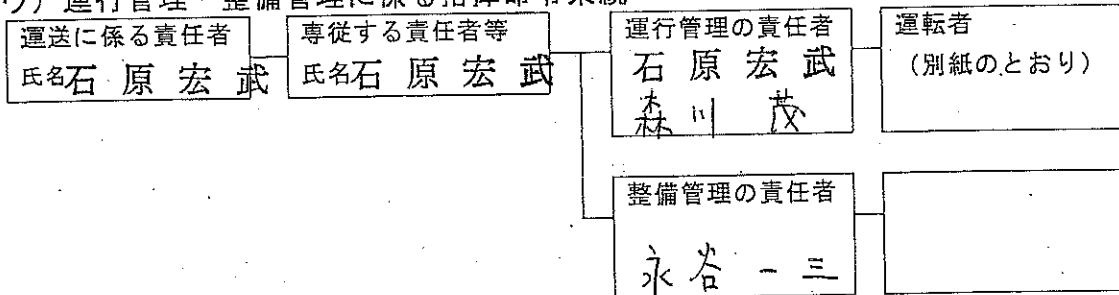
※ 5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えることを証する書類を添付すること。

※ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

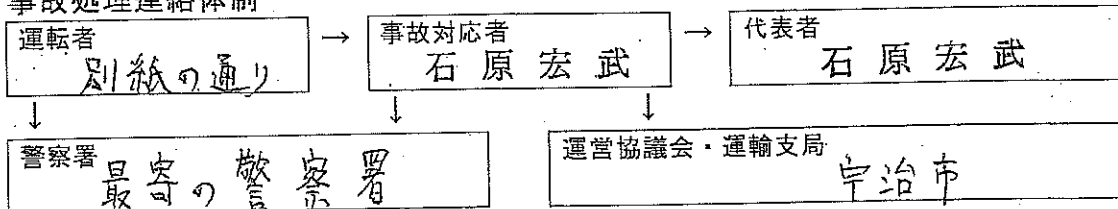
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1	永谷モーター株式会社 永谷 - 三	京都市南区上鳥羽奈須野町34

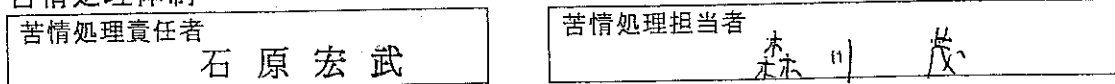
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



## 7、事故の有無

作成年月日	平成21年10月22日
-------	-------------

# 事故の記録

特定非営利活動法人

事務所名	京都運転ボランティアの会
------	--------------

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)
事故の発生場所			
なし			
事故の概要 (損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等)			
事故の原因			
再発防止対策			

## 8、苦情の有無

# 苦 情 処 理 簿

事務所名 特定非営利活動法人  
京都運転ボランティア友の会

受 付 者 石 原 宏 武

申告者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
(申告内容)		
た し		
(原因究明の結果)		処理担当者：
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者：
(改善措置)		処理担当者：